

空調等設備保守点検業務仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 令和4年度ふたば未来学園中学校・高等学校空調等設備保守点検業務
- (2) 委託場所 双葉郡広野町中央台一丁目6番地3
福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校
- (3) 委託期間 令和4年6月29日から令和5年3月31日
- (4) 業務目的 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校の空調等の設備について、定期的に点検及び運転調整作業を行い、正常かつ良好な作業状態を常に維持するため行う。
- なお、この仕様書は作業の大要を示すものであるが、本書に定められていない事項についても、契約金の範囲内において実施するものとする。

2 保守管理業務対象機器

別記1のとおり。

3 業務内容

空調・換気設備が支障なく運転管理できるように、冷房シーズンに入る直前に1回、暖房シーズンに入る直前に1回の年2回保守管理を行うものとする。

4 点検項目

- (1) パッケージエアコン
- ・運転状況の確認
 - ・各部機能の確認及び調整
 - ・振動及び異常音の有無の確認
 - ・絶縁抵抗及び電流、電圧の測定
 - ・冷媒圧力の測定
 - ・冷媒の漏洩確認（目視）
 - ・フィルター清掃（屋内機に設置してあるフィルター）
- (2) 全熱交換器
- ・運転状況の確認
 - ・各部機能の確認及び調整
 - ・振動及び異常音確認
 - ・フィルター清掃

5 作業報告

- (1) 点検後速やかに業務完了報告書を作成し、担当職員に提出のうえ承諾を受けること。
- (2) 不具合があった場合は、その状況等を報告書に正確かつ詳細に記載し、口頭説明を行うこと。

6 注意事項

- (1) 業務実施にあたっては、事故等が生じないよう十分な安全対策を講じること。
- (2) 業務の際に使用する機器や器具は受託者が準備すること。
- (3) 業務の実施にあたり、建物、設備等を損傷した場合は、直ちに庁舎管理責任者に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 業務終了後は、作業場所及びその周辺の清掃を行うこと。
- (5) 業務において発生したゴミや不要物は、受託者が処分すること。